

○千代田区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年千代田区条例第30号。以下「条例」という。）及び千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年千代田区規則第38号。以下「規則」という。）に基づき、区内に存在する事業用大規模建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量及び適正な処理を推進するために必要な事項を定め、もって条例及び規則の円滑な施行を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱における用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(対象建築物の延床面積の算定基準)

第2条 条例第14条に基づき、規則第8条に規定する「事業用途に供する部分の床面積」とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。

2 鉄道の駅の床面積の算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

(対象建築物の単位の基準)

第3条 条例第14条に基づき、規則第8条に規定する建築物は、棟を単位とする。この場合において、次に掲げる複数の建築物は、1棟の建築物とみなすことができる。

- (1) 学校、病院及び工場等、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物
- (2) 大規模な市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合は、当該区域内にある複数の建築物
- (3) その他区長が特に認めた複数の建築物

2 前項後段に規定するほか、事業用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上の1棟の建築物であって、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、部分ごとに独立の建築物とみなすことができる。この場合において、その所有又は管理にかかる床面積が1,000㎡に満たないときは、それぞれ1棟の建築物とみなすことができる。

(対象建築物の所有者の範囲)

第4条 条例で規定する所有者とは、建築物に対し民法上の所有権を有する者とする。ただし、次の各号に掲げる者は所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選ん

だ代表者

- (3) 建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上占有して使用している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(廃棄物管理責任者の役割)

第5条 廃棄物管理責任者は、次の事項を行うとともに、所有者及び占有者に対し、廃棄物の減量及び適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物及び廃棄物の発生量並びに処理状況の日常的な実態の把握
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生・排出抑制の推進
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用及び資源化の推進
- (4) 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制、再利用及び資源化のための指導
- (5) 区及び所有者との連絡調整

(廃棄物管理責任者の選任)

第6条 廃棄物管理責任者の選任数は、1棟の建築物（第3条の規定により1棟の建築物とみなされた建築物を含む。）ごとに1名とする。

- 2 所有者は、建築物から生ずる廃棄物の減量及び適正処理の推進についての権限を有し、第5条に定める役割を遂行できる者のうちから、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

(廃棄物管理責任者講習の受講の義務)

第7条 所有者は、廃棄物管理責任者が第5条に規定する事項を遂行するにあたって、必要となる知識を付与させるために、次に掲げる廃棄物管理責任者講習のいずれかを受講させるものとする。

- (1) 廃棄物管理責任者講習会 所定の場所において開催する対面方式の講習
- (2) eラーニング講習 インターネットを利用した通信方式の講習

- 2 前項の廃棄物管理責任者講習は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間内に受講させるものとする。

- (1) 新任の廃棄物管理責任者 その選任された日から6か月
- (2) 前号以外の廃棄物管理責任者 前回の廃棄物管理責任者講習（他の特別区（以下「他区」という。）の廃棄物管理責任者講習を含む。）を修了した日から起算して3年

- 3 前2項の規定にかかわらず、新任の廃棄物管理責任者であって、その選任をされた日から起算して過去3年以内に、他区が主催する廃棄物管理責任者講習を受講している者が、当該講習を受けた区が発行する修了証等を届け出たときは、区長は、廃棄物管理責任者講習の受講義務を免除

することができる。

(修了証の交付)

第8条 区長は、廃棄物管理責任者講習会の受講が修了した者又はeラーニング講習の受講が修了し、かつ区が定める検定試験において満点を取得した者に対して、「廃棄物管理責任者講習修了証」(別記第1号様式)を交付する。

(助言及び指導の実施)

第9条 区長は、所有者等から廃棄物管理責任者選任届、事業用大規模建築物名称等変更届及び再利用計画書の提出があったとき、その職員をして、記載内容を審査させ、必要な助言と指導を行わせることができる。

2 区長は、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要に応じ、その職員をして、対象建築物に立ち入りさせ、助言及び指導を行わせることができる。

(再利用対象物保管場所設置基準)

第10条 規則第11条第2号に規定する設置基準は、別に定める。

(改善勧告及び改善報告)

第11条 条例第15条に基づき、規則第13条に規定する改善勧告は、改善勧告書(別記第2号様式)により行う。

2 前項の改善勧告にかかる指摘事項を改善した所有者又は事業用大規模建築物の建設者は、書面によりその旨の報告を行う。

(公表に関する通知)

第12条 条例第16条第2項に規定する公表に関する通知は、「公表に関する通知書」(別記第3号様式)により行う。

(公表をされるべき者の意見陳述及び証拠提示の機会の付与)

第13条 意見陳述及び証拠提示は、口頭又は書面により行うものとする。

2 口頭による意見陳述を受ける職員は、その者の権利の行使を不当に損なうことのないよう対応に心がけなければならない。

3 口頭による意見の陳述を受ける職員は、その意見内容を的確に記録し、適切な管理に努めなければならない。

(収集及び運搬拒否並びに搬入禁止の通知)

第14条 条例第17条に基づき、規則第15条に規定する収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設(以下「指定処理施設」という。)への搬入を禁止するときの通知は、「収集及び

運搬拒否並びに搬入禁止通知書」（別記第4号様式）により行う。

- 2 前項により、指定処理施設への搬入を禁止するときは、当該指定処理施設の管理者に対し、その旨の通知を「指定処理施設への搬入禁止通知書」（別記第5号様式）により行う。

（顕彰）

第15条 区長は、条例第18条に基づき、廃棄物の減量及び適正処理に顕著な実績をあげた者を顕彰することができる。

- 2 顕彰に必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に東京都事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（以下「都要綱」という。）により東京都知事がした指導その他の行為（以下この項において「指導等の行為」という。）又はこの要綱の施行の際現に東京都知事に対して行っている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした指導等の行為又は区長に対して行った届出等の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行前に都要綱の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この要綱の相当規定を適用する。

（残存用紙に関する経過措置）

- 4 この要綱の施行前に都要綱により作成された様式の用紙で区長が認めるものは、現に残存するものについて、所要の修正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成16年9月29日16千環清発第105号）

この要綱は、平成16年9月29日から施行する。

附 則（平成20年12月4日20千環千清第797号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月20日28千環千清発第371号）

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

別記様式（略）